病気の症状申告について

平成26年6月1日より道路交通法の一部が改正されました。

改正に伴い、仮免許申請時には質問票を添付し申請することになりました。

質問票は入校してからご記入していただきますが、1つでも該当するものがある場合、

入校不可、または別途書類を事前にご用意いただく必要があります。

下記の質問事項を必ずご確認いただき、該当するものがある場合は必ずご連絡ください。

質問票の記載事項

- 1 過去5年以内において、病気(病気の治療に伴う症状を含みます。)を原因として、又は原因は明らかでないが、 意識を失ったことがある。
- 2 過去5年以内において、病気を原因として、身体の全部又は一部が、一時的に思い通りに動かせなくなったことがある。
- 3 過去5年以内において、十分な睡眠時間を取っているにもかかわらず、日中、活動している最中に眠り込んでしまった回数が週3回以上となったことがある。
- 4 過去1年以内において、次のいずれかに該当したことがある。
 - ・飲酒を繰り返し、絶えず体にアルコールが入っている状態を3日以上続けたことが3回以上ある。
 - ・病気の治療にため、医師から飲酒をやめるよう助言を受けているにもかかわらず、飲酒したことが3回以上ある。
- 5 病気を理由として、医師から、運転免許の取得又は運転を控えるよう助言を受けている。

質問票記入時の注意事項

1 各質問に対して「はい」と回答しても、直ちに運転免許を拒否若しくは保留され、又は既に受けている運転免許を 取り消され若しくは停止されることはありません。

(運転免許の可否は、医師の診断を参考に判断されますので、正確に記載してください。)

2 提出しない場合は手続きができません。